

令和5年第1回霞台厚生施設組合議会

定 例 会 会 議 録

令和5年2月16日開会・閉会

霞台厚生施設組合議会

令和5年第1回霞台厚生施設組合議会
定 例 会 会 議 録

令和5年2月16日（木曜日）午後2時30分開会

議事日程

令和5年2月16日（木曜日）午後2時30分開会

- 日程第1 議席の指定
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 会議録署名議員の指名
 - 日程第4 議会運営委員の選任
 - 日程第5 諸般の報告
 - 日程第6 議案第1号ないし議案第6号
 - 日程第7 一般質問
 - 日程第8 議案質疑・討論・採決
 - 日程第9 閉会中の継続調査の申し出について
-

本日の会議に付した案件

議事日程

- 日程第1 議席の指定
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 会議録署名議員の指名
 - 日程第4 議会運営委員の選任
 - 日程第5 諸般の報告
 - 日程第6 議案第1号ないし議案第6号
 - 日程第7 一般質問
 - 日程第8 議案質疑・討論・採決
 - 日程第9 閉会中の継続調査の申し出について
-

出席議員 16名

1 番 川 井 幸 一 君
2 番 真 家 功 君
3 番 鈴 木 貞 行 君
4 番 高 安 将 能 君
5 番 櫻 井 茂 君
6 番 香 取 憲 一 君
7 番 岡 崎 勉 君
8 番 根 崎 敏 夫 君

9 番 玉 造 由 美 君
10 番 大 槻 良 明 君
11 番 佐 藤 文 雄 君
12 番 鳥羽田 創 造 君
13 番 小 松 豊 正 君
15 番 矢 口 龍 人 君
16 番 久保田 良 一 君
17 番 山 本 進 君

欠席議員 1名

14番 市 村 文 男 君

法第121条により出席した者

管 理 者 谷 島 洋 司 君
副 管 理 者 島 田 幸 三 君
副 管 理 者 宮 嶋 謙 君
副 管 理 者 小 林 宣 夫 君
会 計 管 理 者 鈴 木 隆 之 君

事 務 局 長 小 澤 喜 蔵 君
業 務 管 理 課 長 荒 川 英 一 君
業 務 施 設 課 長 兼 総 務 課 長 事 務 取 扱
高 野 浩 通 君
建 設 計 画 課 長 幕 内 慎 一 君

職務のため出席した者

係 長 雨 貝 三 和 子 君
係 長 川 上 哲 仙 君

係 長 山 中 英 明 君
事 務 調 整 総 括 官 鈴 木 幸 治 君

令和5年2月16日（木曜日）

午後2時30分 開会

◎開会の宣告

○議長（山本進君） 傍聴者の皆様にあらかじめ申し上げます。

携帯電話、スマートフォンはあらかじめ電源を切るかマナーモードにされるようお願い申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、マスクの着用、消毒液による手指の消毒などご協力のほどよろしくお願いいたします。

傍聴に際しては、議事に対して賛否を表明したり声を出すことを禁じておりますので、ご注意ください。また、傍聴席への録音録画機材の持込み及び使用は、固く禁じておりますのでよろしくお願い申し上げます。これらが守られない場合は退席を命じますので、ご承知おきください。

ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達しておりますので、これより令和5年第1回霞台厚生施設組合議会定例会を開会いたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の対策として、質疑や応答などの発言の際、マスクを着用してこれを行うことを許可いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりであります。

（日程第1 議席の指定）

○議長（山本進君） 日程第1、議席の指定について。

霞台厚生施設組合議会会議規則第3条第1項の規定により、新たに選出された議員の議席は、

3番 鈴木 貞 行 議員

7番 岡 崎 勉 議員

11番 佐 藤 文 雄 議員

15番 矢 口 龍 人 議員

以上のとおり指定いたします。

(日程第2 会期の決定)

○議長(山本進君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長(山本進君) ご異議なしと認め、さよう決しました。

(日程第3 会議録署名議員の指名)

○議長(山本進君) 日程第3、会議録署名議員を指名いたします。

会議規則第111条の規定により、

1番 川 井 幸 一 君

2番 真 家 功 君

の両名を指名いたします。

(日程第4 議会運営委員の選任)

○議長(山本進君) 日程第4、議会運営委員の選任について。

先般執行されたかすみがうら市議会議員の一般選挙に伴い、現在、かすみがうら市選出の議会運営委員が欠員となっておりますので、霞台厚生施設組合議会委員会条例第3条の規定により、議長において、佐藤文雄君を指名いたします。

(日程第5 諸般の報告)

○議長(山本進君) 日程第5、諸般の報告を行います。

初めに、令和4年度議会管外行政視察研修について。

令和4年11月7日から8日の日程で、一般廃棄物処理施設の先進事例であります京都府の京都市が運営する南部クリーンセンターと、大阪府大阪市の日立造船株式会社が運営するメタネーション等研究開発拠点PtG Square、先端情報技術センターA.I/TECを島田副管理者のご参加をいただき、組合議員11名と随員職員5名の総勢17名で視察いたしました。

今回訪問した施設は、ごみ発電、バイオガス化施設やCO₂と水素からメタンを合成するメタネーションなど新しい技術、設備について視察してまいりましたので、ご報告いたしま

す。

次に、地方自治法第121条の規定により、議長において本定例会に出席を求めた者の職氏名は、

管 理 者	谷 島 君	副 管 理 者	島 田 君
副 管 理 者	宮 嶋 君	副 管 理 者	小 林 君
会 計 管 理 者	鈴 木 君	事 務 局 長	小 澤 君
業 務 管 理 課 長	荒 川 君		
業 務 施 設 課 長 兼 総 務 課 長 事 務 取 扱	高 野 君		
建 設 計 画 課 長	幕 内 君		

以上であります。

(日程第6 議案第1号ないし議案第6号の上程、説明)

○議長(山本進君) 日程第6、議案第1号・令和5年度霞台厚生施設組合一般会計予算ないし議案第6号・霞台厚生施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例を制定することについてまでの計6件を一括して議題といたします。

直ちに管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者・谷島君。

○管理者(谷島洋司君) 令和5年第1回霞台厚生施設組合議会定例会に当たり、本日ここに提案いたしました議案についてご説明申し上げます。

最初に、石岡市、小美玉市、かすみがうら市、茨城町の4市町で整備しましたクリーンセンターみらいにつきましては、順調に稼働しており、令和3年4月の供用開始から間もなく2年が経過し、3年目を迎えようとしております。

また、地域還元施設みらい交流館につきましても、建築工事等が完成に近づき、指定管理者において4月の運営開始に向けて準備を進めております。「多世代が集い、交流を育み、憩いとうるおいの地域還元施設」をコンセプトとした身近な施設になるよう努めてまいります。

これもひとえに議会の皆様、住民の皆様のご理解とご協力の賜物と厚く御礼申し上げます。次第でございます。今後も一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、議案の説明に入ります。

議案第1号・令和5年度霞台厚生施設組合一般会計予算について。

一般会計予算の総額は19億8,063万7,000円とし、前年度より2億2,652万9,000円、10.3%の減となっております。

歳入歳出の款項別予算額は、第1表に記載のとおりでございます。

歳入の内訳につきましては、分担金及び負担金10億4,923万7,000円、使用料及び手数料3億7,236万4,000円、国庫支出金1億1,685万円、財産収入3万4,000円、繰越金3,000万円、諸収入4億1,215万2,000円でございます。

次に、歳出の内訳を申し上げますと、議会費264万2,000円、総務費2億2,041万3,000円、衛生費17億5,504万3,000円、このうち塵芥処理費10億7,096万4,000円、施設整備費6億8,407万9,000円となっております。公債費3万9,000円、予備費250万円でございます。

継続費につきましては、第2表に記載のとおり、霞台旧施設解体事業を計上しております。

一時借入金につきましては、資金収支の状況を勘案して、借入れをする場合の最高限度額を1億円といたしました。

なお、予算の詳細につきましては、事項別明細書をご参照いただきたいと思います。

次に、議案第2号・令和4年度霞台厚生施設組一般会計補正予算（第2号）について。

本案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ1億301万円を減額し、歳入歳出予算の総額を21億874万6,000円とするものです。

歳入歳出の款項別補正額は、第1表に記載のとおりでございます。

令和4年度の執行状況を鑑み、議会費において旅費を減額するほか、衛生費、施設整備費における入札差金等により委託料と工事請負費を減額し、併せて分担金及び負担金と国庫支出金を減額するものでございます。

継続費につきましては、衛生費、清掃費の旧茨城美野里解体事業において契約額が確定したことから、第2表に記載のとおり変更するものでございます。

また、繰越明許費につきましては、衛生費、清掃費のごみ処理広域化事業、周辺環境等整備事業において、年度内に事業完了が難しいことから、第3表に記載のとおりでございます。

次に、議案第3号・霞台厚生施設組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて。

本案は、地方公務員法が改正され、地方公務員の定年が国家公務員と同様に令和5年度から段階的に65歳まで引き上げられることに伴い、本組合職員の定年等について所要の改正をするため、制定するものでございます。

次に、議案第4号・霞台厚生施設組合職員等再任用条例を廃止する条例を制定することに

ついて。

本案は、定年引上げを目的とした地方公務員法の改正に伴い、現行の再任用条例を廃止するものでございます。

次に、議案第5号・霞台厚生施設組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて。

本案は、地方公務員法の一部改正に伴い、条例中の引用条項の改正及び会計年度任用職員に関連する事項の追加をするため、制定するものでございます。

次に、議案第6号・霞台厚生施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例を制定することについて。

本案は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律及び地方公務員法の規定に基づき、職員の任期を定めた採用等に関し必要な事項を定めるため、制定するものでございます。

以上が提案いたしました議案の概要でございます。十分ご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本進君） 以上で提案理由の説明を終わります。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（山本進君） 宮嶋君に申し上げます。不規則発言はおやめいただきまして、発言は議長の許可を得て行われますようお願いいたします。

〔「議長、追加の発言を、追加の説明の許可をお願いいたします」と呼ぶ声あり〕

○議長（山本進君） 議事進行いたします。

（日程第7 一般質問）

○議長（山本進君） 日程第7、一般質問。

質問は通告の順にこれを許します。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（山本進君） 11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） かすみがうらの議会から選出されています佐藤文雄と……。

〔「マイク」と呼ぶ声あり〕

○11番（佐藤文雄君） かすみがうら市議会から選出されました佐藤文雄と申します。

今回の議案質疑、一般質問含めて討論の通告が2月2日が締切りだというふうなことが、2月8日ですか、高野業務課長から話があったんですね。実は、私たちは1月22日の選挙で選ばれて、2月7日に議会でそれぞれの一部事務組合の選任が行われるんですね。これは皆さんどこでも同じだと思うんですね。その結果、私が霞台厚生施設組合の議会議員というふうになったわけです。

ですから、その後、報告があれば、2月2日という縛りは、逆にかすみがうら市議会のほうから選出されたメンバーについては、特例というか、それは必要なんじゃないかなと思うんですね。なぜそういうふうにはやらなかったのか。

○議長（山本進君） 佐藤議員に申し上げます。動議の提出に当たっては、成立要件を確認させていただきたいと思えます。3名以上の賛成者が必要となりますので、確認させていただきます。

○11番（佐藤文雄君） 動議というか……。

○議長（山本進君） 動議の件名もお示してください。何の動議なんですか。

○11番（佐藤文雄君） 議会運営の件ですよ。議会運営について、議会運営の改善です、動議は。いいですか。

○議長（山本進君） 動議の成立要件は3名以上の賛成者が必要ですので、お示してください。
〔発言する者あり〕

○議長（山本進君） 動議の件名と賛成者を文書で提出願います。

○11番（佐藤文雄君） そういう規則になっているのか。

○議長（山本進君） 成立要件を確認するため必要ですので、お願いいたします。

発言は議長の許可を得て行われますようお願いいたします。

〔「暫時休憩したら」と呼ぶ声あり〕

○議長（山本進君） 動議成立していないので、このまま議事進行しますよ。

〔「議事進行」と呼ぶ声あり〕

○11番（佐藤文雄君） 違う。議事進行じゃなくて、この霞台厚生施設組合議会会議規則があるでしょう。そこに、これ動議じゃないでしょう。

○議長（山本進君） 日程に追加して発言されたいのであれば、動議の提出をお願いします。

○11番（佐藤文雄君） 議事進行、第46条に議事進行、一身上の弁明についてこの限りではないとなっているわけですよ。通告がなくても発言させていいんじゃないですかと聞いているんですよ。そういうことですよ。簡単ですよ。

- 議長（山本進君） 発言は許可いたしません。
- 11番（佐藤文雄君） それは何、議長の判断で。
- 議長（山本進君） 不規則発言はやめてください。
- 11番（佐藤文雄君） 議長の判断だということですね。
- 議長（山本進君） 動議の発言、動議の成立要件は満たしていないので、発言は許可できません。
- 11番（佐藤文雄君） 発言ろくにできないんだよ。かすみがうら市を無視しているのか。
- 議長（山本進君） 会議規則にのっとって議事を進行しておりますので。
- 11番（佐藤文雄君） やるなら議会運営委員の問題でも言っているんだろうに。
- 議長（山本進君） 暫時休憩いたします。

午後2時18分休憩

午後2時31分再開

- 議長（山本進君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7、一般質問。

質問は通告の順にこれを許します。

なお、質問の形式は項目ごとの一括方式とし、時間は1議員30分以内といたしますので厳守願います。また、質問回数は2回までとなりますので、よろしく願いいたします。

13番・小松豊正君。

- 13番（小松豊正君） 13番、日本共産党の小松豊正です。

通告に従って一般質問を行います。

質問項目の第1は、プラスチック資源循環促進法が令和4年4月に施行されたことに伴う当組合としての対応についてであります。

(1) サーマルリサイクルと称して当組合で焼却してきたプラスチック容器包装について、分別回収して資源ごみとして処理することが、この法律の趣旨からいって強く求められております。

私は、令和4年2月18日の一般質問でこの問題を取り上げて質問しています。議事録に基づいてそのときの問いかけを明らかにし、この1年間、この法律のある下でどのような対応を当組合がしてきたのか、あるいはしてこなかったのか、このことを問いたいと思います。

また、今日の本会議の前に突然として行われた事前説明会で、突然として第2期計画の変更が報告されましたけれども、これはやはり本会議の前の少しちょっとした時間でちょこちょこやるのではなくて、これは全員協議会を開催してきちんとよく説明をして、議員がよくこれをこなして、そういうふうにするべきであって、そういうことをやっていないのは本当にやはり議会軽視、もっと言えば住民の意見を軽視しているということにつながるので、厳しく批判しておきたいと思います。

質問項目の第1、質問項目として、まず、令和4年4月に施行されたプラスチック資源循環促進法の内容と重要性について確認をしておきたいと思います。

この法律は、今、地球全体を覆う異常気象や新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために、地球温暖化、その原因となっている温室効果ガスの削減は、全人類に課せられた待ったなしの課題です。環境省は、廃棄物分野からの温室効果ガス排出量は我が国の排出量の約3%を占めようとしていると述べています。

この法律は令和3年6月4日に全会一致で成立をし、令和4年1月にはプラスチック使用製品廃棄物の分別回収、分別収集の手引きが作成されました。そして、この法律は令和4年4月に施行されたわけであります。

この法律は、ご存じのように全会一致、全ての政党が一致して、国民の強い願いを反映して断固として実行せよとそういう趣旨で成立をし、施行されております。国会審議の中でも当時の小泉進次郎環境大臣は、「プラスチックごみの熱回収、いわゆるサーマルリサイクルはリサイクルと呼ばないんだ」とはっきりとっております。いわゆる霞台では、今、燃やせ燃やせということでこれを燃やしているんですけれども、これは駄目なんだということをはっきり当時の大臣がっております。また、松澤政府参考人は、「循環型社会形成推進交付金による支援を受けるための要件とする」とはっきりと述べております。

ところが令和3年度から使用開始した霞台クリーンセンターではどうか。新治広域組合で実施してきましたプラスチック容器包装の資源化もやめてしまう、サーマルリサイクルで燃やせ燃やせになっているわけです。お隣の水戸のごみ処理場では、令和2年4月1日からプラスチックごみの分別収集を実施しています。

私の質問に対しまして、当時の、当時といいますか現在の小澤事務局長は、この水戸に視察に行ったということを私に答弁いたしました。それで、この機会に小澤事務局長はじめ霞台の方々が、職員の方が行って、この水戸のそういう先進的なやり方について何をどのように学んで、どうしようと考えたのか、この機会にお伺いをしたいと思います。そして、この

霞台ではどうするのか。

この1年間、私が昨年1年前の令和4年第1回定例会で質問して以来の1年間、何をどのように議論して、何が決まったのか。この法律に違反した場合は罰則規定もあります。1年以下の懲役または100万円以下の罰金となっております。

管理者に質問します。本当にこの法律の趣旨をどのようにお考えなのか。また、当時の国会議事録は読まれているのか。それなのに現在、現状のままになっております。

先ほど全員協議会では、第2期計画を見直すと言っておりますけれども、それは全く具体的ではないと思いますけれども、私はこの令和5年の予算で予算的に何がどういうふうに変ったのか、ここではっきりと述べてください。先ほどの前段の事前説明会では抽象的でよく分かりません。そのことを質問いたします。

そして、このプラスチック資源循環促進法についての趣旨についてどのように認識をされているのか。この令和3年操業してからこの1年間、何をどのようにこの趣旨に沿って努力してやろうとしてきたのか。管理者、それと副管理者、それぞれから答弁を求めます。

1回目の質問です。第1項目についての1回目の質問です。

○議長（山本進君） 業務管理課長・荒川君。

○業務管理課長（荒川英一君） ただいまの質問につきまして答弁申し上げます。

令和4年第1回定例会におきましても答弁させていただきましたが、令和4年4月に施行されましたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第6条において、「市町村は、その区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」とございます。具体的には分別収集、再商品化のための体制や施設の整備、分別基準の策定、指定ごみ袋の有料化による分別排出の促進、これらに努めなければならないということが市町村の努力義務とされております。

当組合におきましては、プラスチックに分類されているペットボトル等のプラスチック製容器包装は、資源物として収集され資源化し、プラスチック使用製品は可燃物として収集され、サーマルリサイクルを行っている現状でございます。

現在、令和4年7月に構成市町と組合で廃棄物における勉強会を立ち上げ、廃棄物全般、廃プラスチックについてなど調査研究を実施しているところでございます。これまで実施された勉強会では、構成市町の一般廃棄物の基準及び収集品目の統一化、プラスチック資源循環促進法に関わることにつきましては、法律施行以来、構成市町における対応についてや今後の計画についてなど情報の共有を行い、広域で行える可能性などについて研究をしてい

るところでございます。

また、霞台厚生施設組合地域循環型社会形成推進地域計画（第2期計画）、（5）プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容において、認定プラスチックの使用製品を使用するようごみカレンダーやポスター等で啓発、情報提供を行うとともに、小学校等と連携し環境学習を行うとしております。

当組合といたしましては、当面の間、サーマルリサイクルを行いますが、今後コストや環境影響の情報収集を行い、国や県の動向に注視し、財政状況を踏まえながら構成市町と連携し、さらなる3Rの促進につつまして調査研究を重ねていきたいと考えております。

以上になります。

○13番（小松豊正君） ちょっと、まだ立ちません。それは私が質問したことに対して答えていないからです。

小澤事務局長は、水戸に行ってどういうふうに学んで、どうしようとしているのか。それから私は、管理者及び副管理者にこの法律をいかに考えているかを問いました。その答弁がないので、なんで直ちにやってください。そうしないと私はこの2回目の質問には入れません。2回しかないんですからね。全く質問に答えていない。答えなきや駄目ですよ。

○議長（山本進君） 小松議員に申し上げます。一般質問は、通告に沿ってされますようお願いいたします。

○13番（小松豊正君） 通告に沿ってやっているし、私が言ったとおりですよ。2回しか質問なくて、その中で前回の答弁を受けてそしてやっているわけですから。そのことは議長も全くお分かりでしょう。管理者を含め、私がお願いしているわけですから、答弁しなきや駄目ですよ。答弁求めてください。

○議長（山本進君） 管理者・谷島君。

○管理者（谷島洋司君） お答えいたします。

ただいまの事務局、業務管理課長から答弁させていただきましたとおり、今後の国や県、他の先進事例の動向を注視するとともに、プラスチックの資源循環につつましては、構成市町と今、勉強会をやっているというところでございますが、密に連携を取りながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○13番（小松豊正君） 答弁してください。私がお願いしたとおり答弁していないでしょう。小澤事務局長、副管理者の皆さん。率直に言わなきや駄目でしょう。

○議長（山本進君） 事務局長・小澤君。

○事務局長（小澤喜蔵君） 小澤局長、水戸へ行っただろうということでございますが、残念ながら私は行っていなかったんですが、組合の職員が研修に行ったという前回の発言をさせていただいているところでございます。

水戸で進めているのは、ご承知のとおりプラごみの中でも容器包装に関わるものだけ、ですからプラスチック資源循環促進法の施行後の新たな取組というのは、水戸市さんでも他市のことですから、どうやって進めていくかとか、その取組が甘いとかすばらしいということはここでは発言できませんけれども、ほかでやっていることを、先ほど管理者も答弁したとおり他の先進事例を注視しながら、できることは取り入れ、そして研究会、勉強会などの研究材料にしてきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（山本進君） 小松議員に申し上げます。2回目の質問をお願いいたします。

なお、質問は通告に沿ってされますようお願い申し上げます。

13番・小松豊正君。

○13番（小松豊正君） 議長の指示なので、2回目に進みたいんですけども、水戸でやっているつまりプラスチック容器、それはここでもやっているし、やっていることですよ、それはね。だけれども、ここで言っているのは、ご存じのようにいろいろありますように、こういうプラスチックの容器包装、これもやっている、これまでやっぱりやらなきゃならないというのが法律の趣旨ですよ。これをここでは燃やしているんですよ。水戸ではこういうことも含めてやっていると聞いているんですけども。

そしてまた2回目質問としては、先ほどこの事前説明会で少し話しておりますように検討するということなんだけれども、予算にどのように反映されているのかを聞いておりますので、この答えはありません。お答えください。

そしてまた副管理者の皆さんにもこの問題についての考え方を問うておりますので、それがないので、それを答えていただきたいと思います。

○議長（山本進君） 業務管理課長・荒川君。

○業務管理課長（荒川英一君） 2回目の質問の中で、予算に反映していないのかということなんですけれども、先ほど説明させていただいた、答弁させていただいたとおり、現在、構成市町と組合とで廃棄物に関する勉強会というのを実施しております、その場で先ほども答弁でありましたが調査研究といいますか、組合で広域でどのようなことができるかという

のをコストや環境情勢を見ながら今打合せをしている、協議をしている、進めている段階でございまして、予算に反映することはございません。

以上になります。

○議長（山本進君） 13番・小松豊正君。

○13番（小松豊正君） 全く、ですから法律が要求していることには応えられないでいるんですよね。そういうそんなことを法律は言っているわけでないですよ。直ちにやっぱりやるべき。罰則規定まであるわけですから。これ私は……。

〔「3回目の発言になってる」と呼ぶ声あり〕

○13番（小松豊正君） そういうことです。

質問事項の第2は、ごみの減量化の方針と霞台クリーンセンターみらいの供用開始以来、毎月の燃えるごみの搬入量の推移について質問いたします。

（1）このごみ減量化の方針について説明を求めます。

それから、2番目に、供用開始以来の市町村別の燃えるごみの搬入量の推移の特徴、これは私は、市町村別の推移は令和3年度、令和4年度の前半戦については資料もらっておりますけれども、執行部としてその特徴についてどのように考えているのかを質問いたします。

（3）として、さらにこれからどのように燃えるごみの減量化を図るか、説明を求めます。

以上が1点目の質問です。

○議長（山本進君） 業務管理課長・荒川君。

○業務管理課長（荒川英一君） ただいまの質問につきまして答弁申し上げます。

ご質問の1番と3番につきましては、関連性がございまして一括で答弁させていただきます。

ごみの減量化の方針につきましては、構成市町が策定した一般廃棄物処理基本計画を基に、構成市町と共同で作成した霞台厚生施設組合地域循環型社会形成推進地域計画第2期計画においてごみの減量化の目標を立てております。組合といたしましては、構成市町と協力してごみの3R等の施策を進めていきたいと考えております。さらに、霞台クリーンセンターみらいに直接搬入されたごみを分別することにより資源化を促進するとともに、ごみの減量化に努めていく次第でございます。

次に、（2）について答弁を申し上げます。

令和3年度の霞台クリーンセンターみらい及び中継センターへの搬入された燃やすごみの量は5万6,049トンでございました。推移といたしましては、令和3年度の上半期は2万

9,556トンで、令和4年度の上半期の搬入量はそれと比較いたしますと約3.2%の減となっており、燃やすごみの搬入量は減少している傾向となっております。

市町別につきましては、総搬入量となりますが、令和3年度の霞台クリーンセンターみらい及び中継センターへの総搬入量実績は6万2,662トンで、月平均搬入量は約5,200トンとなっております。市町別のごみの搬入量につきましては、石岡市は2万4,705トン、小美玉市は1万5,316トン、かすみがうら市は1万3,663トン、茨城町は8,978トンとなっております。燃やすごみは総搬入量の約9割を占めてございます。

総搬入量の推移といたしましては、令和3年度と令和4年度の上半期を比較いたしますと、令和3年度が3万2,980トンに対し、令和4年度は3万2,200トンで約2.4%の減となっております。

搬入量の特徴といたしましては、夏季が他の月よりも若干多い状況となっております。夏季に多くが搬入される理由といたしましては、草木の剪定ごみが他の月よりも1.5倍から2倍の量が搬入されると考えてございます。

以上となります。

○議長（山本進君） 13番・小松豊正君。

○13番（小松豊正君） 2回目の質問を行います。

令和3年度搬入ごみ処理実績が、軒並み前年度に比較して多い理由は何か。その中で、資源回収率が86.73%から79.45%へと7.3%マイナスになっている理由は何か。令和4年度と令和3年度の上半期の比較表について、軒並み減っている理由は何か。つまりコロナの関係の経済的な停滞ということも私はあるかと思うんですけれども、その理由についてどう考えているか。その中でごみの焼却量、草木、売電収入が増えている理由は何か、質問いたします。

○議長（山本進君） 業務管理課長・荒川君。

○業務管理課長（荒川英一君） ただいま質問の答弁させていただきます。

令和3年度から令和4年度の上半期にごみが減少しているというのは、先ほど小松議員のほうからもご指摘があったようにコロナの影響もございまして、コロナ禍が、巣籠もり需要がなくなりまして、ごみの片づけというのが若干減ってきたというのが、まず私たちも考えているところでございます。

また、燃えるごみが減少した理由のもう一つとしましては、草木のリサイクルを行ってございます。そちらのほうは今年度増えてございますので、そちらのほうに、燃えるごみでは

なく資源化を、草木の資源化のほうに皆様が選別、分別をしていただけるようになったために、燃えるごみの量が減ってきたというふうに推移、考えてございます。

以上になります。

○議長（山本進君） 13番・小松豊正君。

○13番（小松豊正君） それでは、2回しか質問できませんので、次に行きます。

質問項目の第3は、この震台厚生施設組合活動の広報誌、住民に対する広報誌、これを発行することについて伺いたします。

（1）令和3年度に新広域ごみ処理施設クリーンセンターみらいが供用開始され、そして令和5年度にみらい交流館が、4月1日からみらい交流館が供用開始されると。非常にそういう点では歴史的な今時期なんですよ。住民が非常に注目する時期です。こういうときに紙ベースの広報誌を年2回、私の提案ですけれども、定例会後に発行して、そういう住民が非常に関心を持つことについて、誰でもよく分かるように広報誌で、ホームページではなく広報誌でお知らせする、議会でどういう議論になっているのか、そういうことをお知らせすると、非常に必要だと私は思うんですね。関係住民に知らせて意思の疎通を図ることは非常に重要と考えるけれども、管理者はどのように考えているのか。これは、ほかのところでもやっているわけですけれども、管理者がどのようにお考えなのかをまず質問いたします。

それから、そのための費用はどのくらいかかるのか、試算しておりますか。

これが1回目の質問です。

○議長（山本進君） 業務施設課長兼総務課長事務取扱・高野君。

○総務課長事務取扱（高野浩通君） 組合活動の広報を発行することについての（1）について答弁申し上げます。

当組合では、平成14年度から年1回、組合の広報誌を発行しておりましたが、常に住民への新しい情報を提供できる場として、平成27年度にホームページを開設して、広報誌の内容をホームページに切り替えて公開してきたという経緯がございます。

震台クリーンセンターみらいの供用開始に続きまして、地域還元施設みらい交流館が供用開始となる時期でございます。住民の方への情報提供につきましては、組合ホームページや市町の広報誌に引き続き掲載していただくなど、今後も周知に努めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

失礼いたしました。次に、（2）について答弁申し上げます。

紙ベースの広報誌を発行することについて、現時点では想定しておりませんので、経費の試算は行ってございませんが、3市1町の広報誌の発行部数は1回当たりおよそ6万4,000部になり、そのほか、配布の方法等にも課題があると考えてございます。

以上でございます。

○議長（山本進君） 13番・小松豊正君。

○13番（小松豊正君） これはホームページ、同時に各市町で、石岡では月2回ですかやっている、そういうとき載つけるということ言っているのかと思いますけれども、そういうことで徹底すると思われているというような答弁でしたけれども、それからホームページ、ホームページは一体どれくらいの住民が見ているものなのか、その点を質問いたします。

○議長（山本進君） 業務施設課長兼総務課長事務取扱・高野君。

○総務課長事務取扱（高野浩通君） ホームページの閲覧数ということでございますが、令和3年度の組合ホームページのアクセス数は3万1,823件でございました。

以上でございます。

○議長（山本進君） 以上で一般質問を終結いたします。

（日程第8 議案質疑）

○議長（山本進君） 日程第8、議案質疑を行います。

質疑は通告の順にこれを許します。

なお、質疑の形式は議題ごとの一括方式とし、時間は1議員30分以内といたしますので厳守願います。また、質疑回数は2回までとなりますので、よろしく願いいたします。

13番・小松豊正君。

○13番（小松豊正君） 13番、日本共産党の小松豊正です。

通告に従って、議案第1号・令和5年度霞台厚生施設組合一般会計予算について議案質疑を行います。

まず、（1）歳入について質問いたします。

7ページに地域還元施設使用料3,996万4,000円というふうにございますけれども、この算出根拠について質問したいわけです。

そして同時に、いろいろ執行部から事前にいろいろ聞いたことも含めて申し上げますと、大人は、大人というのは中学生以上が500円と、このみらい交流館に入る、利用する場合ですね。子供というのは小学1年生から6年生までは300円、未就学児は無料、年間8万

3,000人を見込むと。時間は朝10時から夜の8時、つまり20時までですね。そういうふう
考えているということをお伺いいたしました。

それで、さらにこれは考えますと、私は非常にこの問題では、いわゆる白雲荘の場合は
200円だったんですね。200円で利用できました。それが今私が聞いた500円になると、非
常に高くなるということになります。それで、石岡のひまわりの館はどうなんだと。ひまわ
りの館にも入浴施設がありますけれども、そこでは70歳以上は260円、中学生以上520円、
3歳から小学6年生200円というふうに私は聞きました。それから、お隣の小美玉市にあり
ます四季健康館ではどうですかと。これは70歳以上が100円、そして69歳まで310円、市内
の人はですね。市外の人はいくらか高くなりますけれども。

これを聞いて、本当に市民納得するのかなと。これは、執行部の補足説明だといわゆる高
齢福祉という観点で、白雲荘はそうだったんだよと、今回は違う考え方なんだということだ
けれども、お隣もそうです。納得できないと思うんですよ、これは。そういうことはどうお
考えなのかを質問いたします。

そして、それに関連しまして……。

○議長（山本進君） 小松議員に申し上げます。ただいまの発言は、通告された質疑の範囲を
超えておりますから、ご注意ください、ご注意願います。

○13番（小松豊正君） 注意して、全てそのことと関連しますけれども、持込みはできるの
か、そういうことがあります。食堂とかそういうのは造るのかと、そういうことがあります。
それから第1回目の歳入については……。

○議長（山本進君） 小松議員に重ねて申し上げます。ただいまの発言は、通告された質疑の
範囲を超えておりますので、注意いたします。

○13番（小松豊正君） 7ページのごみ処理手数料（中継センターを含む）3億3,240万円
の算出根拠についてです。

それから、9ページの売電収入3億2,000万円の算出根拠について質問します。

続いて、歳出についてですけれども、13ページ、みらい交流館指定管理者指定管理料
8,452万円の算出根拠について。

そしてさらに15ページ、ごみ処理広域化事業（均等割）256万5,000円についての算出根
拠について。

続いて、15ページ、同じ15ページですが、ごみ処理広域化事業（協定割）2億1,172万
4,000円についても、その算出根拠について説明を求めます。

以上が1回目の質問です。具体的にお答えください。

○議長（山本進君） 業務施設課長兼総務課長事務取扱・高野君。

○総務課長事務取扱（高野浩通君） 歳入につきまして、①地域還元施設使用料3,996万4,000円の算出根拠について答弁申し上げます。

地域還元施設の使用料は、大人500円、子供300円、未就学児無料になってございまして、利用者の見込み数が大人が約7万4,000人、子供が約9,000人に、先ほどの使用料を乗じた金額を見込んでございます。

次に、②のごみ処理手数料3億3,240万円の算出根拠についてでございますが、ごみ処理手数料の単価は、生活系が10キロにつき100円、事業系が10キロにつき200円となっております。これに、令和3年度のごみ搬入実績及び令和4年度のごみ搬入見込み量を基に算出をいたしてございます。

次に、③の売電収入3億2,000万円の算出根拠についてでございますが、令和3年度の実績を基にしまして、クリーンセンターみらいの場内での電力の使用量及び地域還元施設みらい交流館へ送電する電力を除いた年間のバイオマス分の電力1,285万キロワットアワー、非バイオマス分895万キロワットアワーにそれぞれの単価を乗じて算出し、3億2,000万円を見込んでございます。

続いて、(2)の歳出につきまして、①のみらい交流館指定管理者指定管理料の算出根拠についてでございますが、令和5年度から令和9年度までの債務負担行為4億452万円に対しまして、令和5年度は、指定管理料の8,000万円と開設準備費用の452万円でございます。指定管理料の主な項目は、運営に係ります人件費や維持管理費で、開設準備費用の主な項目は、開業までに必要な指定管理者が調達します器具備品等でございます。

次に、②のごみ処理広域化事業（均等割）256万5,000円の算出根拠でございますが、ごみ処理広域化に係ります事業に附帯する事務経費となっております。主な項目は、印刷機器用品等の購入費用にする需用費や霞台クリーンセンターみらい建設に伴い行っている水質分析の委託料等でございます。

次に、③ごみ処理広域化事業（協定割）2億1,172万4,000円の算出根拠についてでございますが、ごみ処理広域化に伴い、新設ストックヤードの整備や霞台旧施設の解体を行う事業でございます。主な項目としては、令和5年度から令和7年度までの継続費で行います霞台旧施設の解体事業の令和5年度分といたしまして、解体工事に伴う施工監理委託料の1,390万4,000円や解体工事費の1億4,454万円でございます。

以上でございます。

○議長（山本進君） 13番・小松豊正君。

○13番（小松豊正君） 2回目の質問をいたします。

今、担当課長が言われたように、非常に高いということになりますよ。大人、中学生以上が500円でしょう。それで、いわゆる先ほども言いましたようにひまわりの館の場合は、先ほど言ったように70歳以上260円、中学生以上520円、それから四季健康館の場合は、70歳以上100円ですよ。69歳以下は310円ですよ。なぜこんなふうに違うようにするのか。

いわゆる白雲荘の場合は、高齢者福祉ということを設定にこの位置づけで、それでも200円でした。だから今度も交流センター、これもそういうふうにして、みんなが納得するようにそうやればいいんじゃないですか。なぜこれを高齢者福祉という観点でやらないで、別な観点で、こんなにいわゆる先ほど課長も言われましたように、大人、それも中学生以上は500円でしょう。全くこんなに差があったんでは、相当これは不満が出ますよ。ブーイングですよ、これ、何だと。こうなるのは明らかじゃないですか。なぜそうしないのか、その理由を明確に説明してください。管理者がどう考えているのか説明してください。説明が付きますか、これは。

以上です。以上、質問します。

○議長（山本進君） 事務局長・小澤君。

○事務局長（小澤喜蔵君） 小松議員の質疑の2回目の質問にお答えいたします。

ただいま地域還元施設使用料の算出根拠のご質問でございますけれども、こちらにつきましては、先般ご議決いただきました設置管理条例に基づく算出でございますので、以上でございます。

○議長（山本進君） 以上で議案質疑を終結いたします。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（山本進君） 通告のない方の発言は、全ての通告の発言が終わってからお願いいたします。

（討論）

○議長（山本進君） 次に、討論を行います。

討論は通告の順にこれを許します。

13番・小松豊正君。

○13番（小松豊正君） 13番、日本共産党の小松豊正です。

議案第1号・令和5年度霞台厚生施設組合一般会計予算に対して、反対討論を行います。

反対する理由は2つあります。

まず、第1の理由は、この予算は、プラスチック資源循環促進法が令和4年度から施行されたことでの予算になります。この法律の基本方針としてプラスチックごみの分別収集、資源化や事業者の自主回収の促進がうたわれています。ところが、この令和5年度の予算にはこの方針が全く反映されておらず、予算も全く変わらない、そういうものです。

従来のサーマルリサイクルで、プラスチックごみは分別収集、資源化ではなく、燃やせ燃やせとなっており、売電収入は前年度予算と同じ3億2,000万円を見込んでいます。令和4年度4月から9月の半年間の売電収入の実績は2億1,833万円で、令和3年度の同期と比較すると1.5%の増加となっております。これは、プラスチック資源循環促進法に全く逆行するものと言わなければなりません。

今、地球温暖化対策が叫ばれています。日本ではごみを燃やして埋める処理が定着していますが、高温で燃やせば、それだけ二酸化炭素、CO₂の排出量が増えます。気温上昇を産業革命時より1.5℃まで抑えるためには、2030年までにCO₂排出量を大幅に低下させ、2050年までにCO₂排出増加量をゼロにする必要があります。そのためにはこの10年から20年が正念場で、有効な対策を実行することが求められています。

この霞台厚生施設組合でも、プラスチック資源循環促進法に基づいてプラスチックごみを分別収集、資源化し、可燃ごみの減量化を進め、焼却量、発電量を減らすことが喫緊の課題ですが、予算上、これに沿っていない、逆行していることを強調しなければなりません。

反対する第2の理由は、使用料金が高過ぎて、住民の納得が得られないからであります。

白雲荘の場合は高齢者福祉施設と位置づけられ、1人200円でした。小美玉の四季健康館の場合も同じ高齢者福祉施設と位置づけられて、先ほどのように安く、70歳以上は100円ですよね。そうっております。市民は69歳まで310円、四季健康館では70歳以上は100円です。ところが、このみらい交流館はどうでしょうか。中学生以上の大人は500円、小学1年から小学6年は300円となっております。

みらい交流館の場合は、なぜ高齢者福祉施設に位置づけされないのか。それは、先ほど答弁では、いわゆる位置づけが違うということが決まっているからだという、非常に説得力のないといいますか、形式的な答弁がございましたけれども、到底これでは納得ができませんよね。できないと私は思うんです。

ですから、これはぜひこういう周辺の状況、それから、今、高齢者の皆さん置かれている経済条件、ますますそういう方が増えて、本当に風呂というのはありがたいことになるんですけども、従来のことから考えても納得がこれでは得られないと私は思います。そういうことで、そのことをぜひとも考え直してもらいたい。強くそれは心から思うところです。

ですから、このような内容を含んだ令和5年度霞台厚生施設組合の一般会計予算には反対して、ぜひともこれは変えてもらいたい。そのことを強く要望して、私の反対討論といたします。議員の皆さんの賛同、よろしく願いいたします。

○議長（山本進君） 11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） 議案質疑してよろしいですか。

○議長（山本進君） 通告のない発言を認めるか認めないか、この後、採決をしたいと思しますので、発言の趣旨をお示してください。質疑及び意見の陳述は認めません。討論に限って発言を許したいと、議長において許したいと考えておりますが、このことを踏まえて発言の趣旨をまずお示しいただきたいと思えます。

○11番（佐藤文雄君） 霞台旧施設跡地整備における解体工事及び監理委託業務について質問したいんですが。

○議長（山本進君） 質疑は認められません。討論のみ認めて、議長において討論は認めていきたいと思えます。

○11番（佐藤文雄君） じゃ、分かりました。

○議長（山本進君） それでは、お諮りいたします。

ただいま11番、佐藤文雄議員から討論の発言を許されたいとの申出がありました。

佐藤文雄君の討論の発言を許すことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（山本進君） ご異議なしと認め、さよう決しました。11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） かすみがうらから選出の佐藤文雄です。

議案第1号・令和5年度霞台厚生施設組合一般会計予算に対して、反対の立場で討論をしたいと思えます。

説明書によれば、霞台旧施設解体工事監理業務委託料、これが令和5年度1,390万4,000円、令和6年度1,293万6,000円、令和7年度286万円、合わせますと2,970万円になります。それから、同じく霞台旧施設解体工事費、これが継続費となっておりますが、令和5年度が1億4,454万円、令和6年度が6億562万7,000円、令和7年度が4億5,276万円、合わせま

すと12億292万7,000円。これは、当初の見込みと考えるとかなり高くなっているんじゃないかなと思うんですね。

いずれにしても、私たち、かすみがうらは、新治地方広域事務組合の環境クリーンセンターを使用しておりました。この環境クリーンセンターについては、いわゆる旧八郷、石岡です、それから新治村、これは土浦です、旧霞ヶ浦町と旧千代田町は今がかすみがうら、この構成市で解体費用を賄っていたんですね。約16億円だったかなと思います。

ですから、当然ほかの旧施設は、それぞれが使っていた施設を解体するのであれば、それぞれの自治体が当然負担するのは当たり前だと。ですから、茨城美野里環境センターですか、旧施設、これはこの議案を見ても分かるように、茨城町と小川、それからどこだ、玉里か、この地域が結果的には小美玉市になっていると思いますが、ここで負担するというふうになっているわけですね。

私たちは、昨年の令和4年の中でこの設計委託のときにも、なぜ我々がこの旧施設の解体費用の設計委託を、なぜ我々が、かすみがうらがやらなきゃいけないのかということ疑問に思いまして、議会でかなり議論をいたしました。結果的に可決はされましたが、その後、私らを含めて住民監査請求をしたわけですね。その住民監査請求で、ルール、法的な問題もあります。それは省くとして、結果的に監査委員らは宮嶋市長に対して、この解体設計委託料、その負担分400万円ぐらいですか、これについては支払っては駄目だという勧告を出されたんですね。その結果、今現在でもかすみがうら市は、その400万円は支払っていないと思うんですね。

住民監査請求の中でも言いましたが、この解体設計委託料を認めてしまえば、改めて今度はこの解体工事費まで、監理費も含めると膨大な金額になります、これまで負担させられるんじゃないか、そういうおそれがあると、これは明白だというふうに言いました。結果的にこの令和5年度の予算は、当然ながらこの我々が心配したとおりの中身になってしまっているんですね。これは絶対に認められないと。

いろいろありますが、実際には私たち、この一般会計でこういうものをやるくらいの財力はありませんし、また必要はありません。ですから、この令和5年度のこの協定割の負担については、絶対に認められないということを述べまして、討論に、反対討論にしたいと思います。

以上です。

○議長（山本進君） 以上で討論を終結いたします。

(採 決)

○議長（山本進君） これより採決に入ります。

初めに、議案第1号・令和5年度霞台厚生施設組合一般会計予算について採決いたします。

本案は起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本進君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり決しました。

次に、議案第2号・令和4年度霞台厚生施設組合一般会計補正予算（第2号）ないし議案第6号・霞台厚生施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例を制定することについてまでの計5件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

本案はいずれも原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「反対」と呼ぶ声あり〕

○議長（山本進君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

〔「異議あり」と呼ぶ声あり〕

○議長（山本進君） 改めまして、本案は起立採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本進君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり決しました。

(日程第9 閉会中の継続調査の申し出について)

○議長（山本進君） 次に、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付いたしましたとおり、議会運営委員長から議会会議規則第67条の規定により、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

本件は、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（山本進君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

◇

◎閉会の宣告

○議長（山本進君） 以上で今期定例会の日程は全て終了いたしました。

これもちまして、令和5年第1回霞台厚生施設組合議会定例会を閉会いたします。

長時間にわたりご苦勞さまでした。

午後4時 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

霞台厚生施設組合議会

議長 山本進

霞台厚生施設組合議会

署名議員 川井幸一

署名議員 真家功

資 料

令和5年第1回霞台厚生施設組合議会定例会議事日程

令和5年2月16日

日程第1 議席の指定

日程第2 会期の決定

日程第3 会議録署名議員の指名

日程第4 議会運営委員の選任

日程第5 諸般の報告

日程第6 議案第1号ないし議案第6号

議案第1号 令和5年度霞台厚生施設組合一般会計予算

議案第2号 令和4年度霞台厚生施設組合一般会計補正予算(第2号)

議案第3号 霞台厚生施設組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する
条例を制定することについて

議案第4号 霞台厚生施設組合職員等再任用条例を廃止する条例を制定する
ことについて

議案第5号 霞台厚生施設組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の
一部を改正する条例を制定することについて

議案第6号 霞台厚生施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例を制
定することについて

日程第7 一般質問

日程第8 議案質疑・討論・採決

日程第9 閉会中の継続調査の申し出について

令和5年第1回霞台厚生施設組合議会定例会発言通告一覧

【一般質問】

順	氏名	質問事項	答弁を求める者
1	小松豊正	<p>1 プラスチック資源循環促進法が令和4年4月に施行されたことに伴う当組合としての対応について</p> <p>(1) サーマルリサイクルと称して当組合で焼却してきたプラスチック容器包装について、分別回収して、資源ごみとして処理することが求められているが、私の令和4年2月18日の一般質問を受けて、どのように検討、実施されているのか。</p>	管理者 担当課長
		<p>2 ごみ減量化の方針と「霞台クリーンセンターみらい」の供用開始以来、毎月の燃えるごみの搬入量の推移について</p> <p>(1) ごみ減量化の方針について説明を求める。</p> <p>(2) 供用開始以来の市町別月別の燃えるごみの搬入量の推移の特徴について。</p> <p>(3) さらにこれから、どのように燃えるごみの減量化をはかるか、説明を求める。</p>	管理者 担当課長
		<p>3 組合活動の広報紙を発行することについて</p> <p>(1) 令和3年度に新広域ごみ処理施設「クリーンセンターみらい」が供用開始され、令和5年度に「みらい交流館」が供用開始されるという時期に、紙ベースの広報紙を年2回、定例会後に発行して、関係住民に知らせ、意思の疎通をはかることは重要だと考えるが管理者の見解を求めます。</p> <p>(2) そのための費用はどのくらい、かかるか。</p>	管理者 担当課長

令和5年第1回霞台厚生施設組合議会定例会発言通告一覧

【議案質疑】

順	氏名	質問事項	答弁を求める者
1	小松豊正	1 議案第1号 令和5年度霞台厚生施設組合一般会計予算 (1) 歳入 ① 7ページ 地域還元施設使用料39,964(千円)の算出根拠について ② 7ページ ごみ処理手数料(中継センター含む)332,400(千円)の算出根拠について ③ 9ページ 売電収入320,000(千円)の算出根拠について (2) 歳出 ① 13ページ みらい交流館指定管理者指定管理料84,520(千円)の算出根拠について ② 15ページ ごみ処理広域化事業(均等割)2,565(千円)の算出根拠について ③ 15ページ ごみ処理広域化事業(協定割)211,724(千円)の算出根拠について	担当課長